

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石垣市長

市町村名 (市町村コード)	石垣市 (207)	
地域名 (地域内農業集落名)	中部地区 (名蔵、嵩田、於茂登、開南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・パインの栽培技術が市内でも高水準であるため、栽培技術を担い手や新規就農へ伝える必要がある。

・農業用水のための水路が少ない。

・高齢者が多いため、遊休農地の増加が懸念される。

・農地・農道・排水施設等に関する課題、農業用水の課題・要望、農地・農業の規模、適正利用に関する課題、農地の集積・集約化に関する課題、維持管理・活性化への課題、鳥獣被害の課題、協議の場への要望、交通等、その他の課題が協議の場での意見として挙げられている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・広大な平坦地が広がる地形で、本市で最も肥沃な農用地であり、一戸当たりの経営耕地面積は最も大きい。名蔵ダムの供用開始に伴い、各ほ場へのかんがい施設整備が漸次進められ、生産性の向上が見込まれている。さとうきび、パインアップルの生産を中心に熱帯果樹、水稻など多様な品目を生産しており、今後も品質向上と安定生産体制の確立、及び合理的な土地利用を推進する。

・現状は農地の規模が小さいため、将来的には機械化等を見据えて大規模化の方向へ向かうこととする。一方、家庭経営等の小規模農家の存続についても検討していく。

・農地転用の要望等があるが、優良農地の確保を図りつつ、健全な発展と振興を視野に入れながら秩序ある地域開発の検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	347.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	347.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	
・農地の基盤整備を行い、農業の行いやすい環境を整える。 ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や地域による農業経営力向上を目指す。 ・農地の貸し渋りがあるため、農地中間管理機構の取組みを周知し、農地の集積・集約化を推進する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
・認定農業者等においては、農地中間管理機構を通じて面積拡大を図る。 ・農地の貸し渋りがあるため、農地中間管理機構の取組みを周知し、農地の集積・集約化を推進する。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	
・本地区は、さとうきび、パイナップルを中心に、熱帯果樹生産の盛んな地域である。水稻、野菜、葉たばこ、花き及び肉用牛生産の複合経営が展開されている。農業生産 基盤整備においては、底原ダム、真栄里ダムを擁し、揚水機場、配水池等、幹線水路等の所用地として、宮良川土地改良事業の中心地域であり、漸次土地改良が進められる中で農用地の集団化及び団地形成が進みつつある。 ・今後は、本市で最も肥沃な土地の条件を最大活用し、農用地の集団性を考慮し、ほ場整備等生産基盤整備を基礎として、果樹、野菜、花き等の集約的な施設栽培及びさとうきび、肉用牛、水稻の土地利用型農業に対応する高性能農業機械の導入を図る。 ・未舗装農道や老朽化の激しい農道、排水不良の側溝、土地改良等の基盤整備の未整備地域については関連事業を活用して基盤整備が進められるように検討する。 ・農業用水を希望する地域については、農業用水施設の確保のため調査・検討に取り組む。	
・農業農村整備事業管理計画に示しているように、石垣市営では、名蔵第1（暗渠等（新設・更新等）を、そして県営では、名蔵第3・名蔵第4（畑かん施設）に関して農業農村整備事業に計画的に取り組んでいく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
・農地の基盤整備を行い、農業の行いやすい環境を整える。 ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や地域による農業経営力向上を目指す。 ・地域外の担い手を増加させるために住居・宅地の拡充を図る。 ・生産施設への取組みとしてビニールハウス等の施設に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用することで、農業振興を図る。 ・新規就農者等へは、交付金を活用した新規就農支援や農機具の支援等を検討する。 ・畜産業において牧草の刈取り補助の減少等により刈取り者が少なくなっていることから、農作業委託に関する補助事業について検討を進める。 ・新規就農希望者の農地の確保に向けては、地域計画の策定において担い手が決まらない所有者が貸したい意向の農地等を紹介するなどして担い手の確保に努める。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
・農作業委託を最大限、活用して効率化を図る。 ・畜産業において牧草の刈取り補助の減少等により刈取り者が少なくなっていることから、農作業委託に関する補助事業について検討を進める。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

- ①有害鳥獣対策の拡充を図り、園芸作物等に対する支援を強化する。
- ①イノシシやキジ、クジャクの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③スマート農業の技術進展に注視しながら、導入が可能な技術については試行的に取り組む。
- ⑦多面的機能支払交付金の補助事業を活用し、農用地、水路、農道、沈砂池、浸透池等の地域資源の適切な保全管理を行う。
- ⑧生産施設への取組みとしてビニールハウス等の施設に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用することで、農業振興を図る。
- ⑩道の駅的な機能を有する施設を整備し、市街地の人々や観光客を集客することで、地産地消を図るとともに地域コミュニティの活性化に取り組むことを検討する。また、また、災害時の非難所機能も併せて検討する。
- ・ 農業者、石垣市、石垣市農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、沖縄県等の多様な主体が協議の場へ参加し、議論を進めていく。また、可能な限り地域の公民館等へ出向いて協議を行う。
 - ・ 観光客等レンタカーが農道への駐車や通行により農耕機械等の通行・作業障害が発生しているため、標識等の設置やレンタカー会社との連携を図り対策に取り組む。